
平成二十二年総務省令第八十八号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第四項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

総務大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四十四条第四項の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月三十一日総務省令第二九号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式

別記様式

表	
第 号	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第2項又は第3項の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書	
職名	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> 写真 (縦4.5cm、横3.5cm) </div>
氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
総務大臣 印	

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜粋	
<p>(立入検査等)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を取去させることができる。</p> <p>3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十四条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を取去させることができる。</p> <p>4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>9 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び取去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五十八条第三号、第五十九条又は前条 各本条の罰金刑</p>